

吉野川市農業委員会総会議事録  
(令和6年2月)

1. 開催日時 令和6年2月26日(月)  
午後1時30分から午後2時20分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室
3. 出席委員 16人  
 会長 3番 真相 広也  
 会長職務代理者 6番 山口 博史  
 副会長 13番 近藤 清夫  
 15番 松本 武夫

委員

1番	大塚 春幸	2番	藤本 敏夫	3番	真相 広也	4番	久保さとみ
5番	安部 健司	6番	山口 博史	7番	芝高 敏雄	8番	河野 隆義
9番	南園 恵志	10番	川端 武夫	11番	原田 正昭	12番	藤川 利文
13番	近藤 清	14番	原 博一	15番	松本 武夫	16番	阿部 芳浩
17番	江本 康治	18番	瀬尾 誠悟	19番	大久保光江		

4. 欠席委員 3人(4番 久保さとみ 15番 松本武夫 18番 瀬尾誠悟)

5. 農地利用最適化推進委員(出席委員 13人)

1区	遠藤予志郎・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・天満茂樹
5区	鎌倉英章・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	楮山富行・天野宣正		

- 欠席委員 4人(篠原隆史 天満茂樹 山尾雅泰 天野宣正)

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名  
 第2 議第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
 第3 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
 第4 議第5号 農地法の適用を受けない土地の証明願について  
 第5 報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について  
 第6 報告事項(2)農地改良届について

## 第7 報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について

### 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 尾西稔生  
局長補佐 原田裕充  
主査 森本佑治

### 8. 議事進行

- 事務局 定刻が参りましたので、ただ今から、令和6年2月吉野川市農業委員会総会を開会致します。  
本日は4番 久保委員、15番 松本委員、18番 瀬尾委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。本日の出席委員は、19名中16名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。  
また、農地利用最適化推進委員13名にも出席いただいております。  
それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、真相会長にお願い致します。
- 会 長 (会長挨拶)
- 議 長 まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。  
(異議なしとの声)
- 議 長 異議なしということでございますので、11番、原田委員、14番、原委員に、議事録署名をお願い致します。  
本日の定例会に出ております議案は、  
議第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議第5号 農地法の適用を受けない土地の証明願について  
報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について  
報告事項(2)農地改良届について  
報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について  
でございます。
- 議 長 議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。  
なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある議案番号のみの意見の発言にとどめてください。よろしく

お願い致します。

議長 それでは、議第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

議長 まず最初に、議第3号1番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 総会資料1項をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料1です。

申請地の所在は鴨島町飯尾字立石で、地目は台帳、現況とも田、面積は707.00㎡です。譲渡人は家族で長年農業をしてきましたが、最近では体調が芳しくなく、農業経営を縮小することを考えていました。申請地は近年、遊休農地化しており管理に苦慮していたそうです。今回、申請地の隣地を所有する譲受人との間で売買の話がまとまり申請に至ったとのことで、譲受人は申請地取得後は果樹を作付けするとのことです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8番 8番、河野です。申請内容につきましては事務局説明のとおりでございます。今回の申請地につきましては先月の総会で交換取得をした農地の隣接地で取得後は譲受人が有効利用されるものと考えられます。特に問題ないと思われれます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第3号1番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第3号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第3号1番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、議第3号2番の贈与による所有権移転についてでござ

ざいます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

2番でございます。位置図については、資料2です。  
申請地の所在は鴨島町上下島字南ノ丁で、地目は台帳、現況とも田です。今回の申請は、該当農地2,997㎡のうち13分の4を親から同居している子へ生前贈与する内容となっております。  
譲受人は、家族で農業を営んでおり、許可後も変わらず露地野菜などを作付けするとのことです。  
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、1番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1番

1番、大塚です。ただいま、事務局から説明がありましたように両者は親子の関係で、別段何も問題はないと思われまます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第3号2番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第3号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、議第3号2番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長

続きまして、議第3号3番の贈与による所有権移転について、及び4番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

3番でございます。2筆でございます。位置図については、資料3です。  
申請地の所在は川島町宮島字東中須と川島町栗村字南寺で、地目は台帳が田及び畑、現況はともに畑で、合計面積は1,235㎡です。  
譲渡人は相続で申請地を取得しましたが、県外在住で耕作できず管理に苦慮していたところ、申請地の隣地を所有する譲受人に相談し、贈与することで話がまとまったとのこと。譲受人は申請地取得後は人参を作付けする予定です。

続きまして4番でございます。位置図については、資料4です。

申請地の所在は川島町桑村字立石で、地目は台帳が田、現況は畑で、面積は594㎡です。

譲渡人は体調が芳しくなく、農地を手放したいとかねてより考えていました。申請地の隣で耕作している譲受人に相談したところ、売買することで話がまとまり今回の申請に至りました。譲受人は申請地取得後は、隣接する自作地と一体利用し、キャベツや里芋を作付けする予定です。

3番及び4番とも、農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 本日欠席されていますが、担当の松本委員から、現地調査の結果について事前に連絡があったそうです。事務局からお願いします。

事務局 松本委員からは、現地調査の結果、3番、4番とも農地の集積、保全につながり、何も問題は無いとのことでございます。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第3号3番の贈与による所有権移転、及び4番の売買による所有権移転4につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第3号3番及び4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第3号3番及び4番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第3号5番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 5番でございます。位置図については、資料5です。

申請地の所在は川島町学字唐戸で、地目は台帳、現況とも畑、面積は324㎡です。申請地は、以前から利用権設定により譲受人が耕作していました。この度、譲渡人から贈与の申し出があり、話がまとまり申請に至ったとのこと。取得後は引き続き露地野菜を作付けするとのこと。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付

されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、19番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番 　19番、大久保です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。先日、現地確認をして参りました。申請地は家のすぐ裏の畑で袋地であります。長年、譲受人が耕作していて贈与の話がまとまったそうです。何も問題ないと思われれます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第3号5番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議 長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第3号5番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議 長 　異議なしということでございますので、議第3号5番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 　続きまして、議第3号6番及び7番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　議案書1頁最下段から2頁にかけてになります。6番でございます。3筆でございます。位置図については、資料6です。

申請地の所在は山川町住吉で、地目は台帳、現況とも畑、合計面積は798.40㎡です。譲渡人は申請地及び隣接する家屋を遺贈により取得しましたが、県外在住であるため管理に苦慮してまいりました。今回、共通の知人を介して知り合った譲受人との間で売買の話がまとまり申請に至ったとのことです。譲受人は家屋と農地を併せて取得し、農地では葉物野菜を作付けする予定です。

続きまして7番でございます。位置図については資料7です。

申請地の所在は山川町翁喜台で、地目は台帳、現況とも畑、面積は736.00㎡です。譲渡人は、申請地と両親が住んでいた家屋を相続しましたが、市外在住であり、将来的にこちらで住む予定もないため管理に困ってまいりました。農地を探していた譲受人から売却して欲しいとの相談があり今回の申請に至ったそうです。譲受人は、農地と併せて家屋も取得する予定であり、家屋は作業場として使い、農地では露地野菜を作付けする予定です。

6番、7番とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、13番、近藤委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

13番 　13番、近藤です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。現地確認致しましたが、いずれも空き家に付属している農地でございますので荒れるのを防ぐためにも今回の売買はいいのではないかと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第3号6番及び7番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第3号6番及び7番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 　異議なしということでございますので、議第3号6番及び7番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして、議第3号8番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　8番でございます。位置図については、資料8です。  
申請地の所在は山川町村雲で、地目は台帳、現況とも畑、面積は162.00㎡です。申請地は、譲受人の父が、貸借により長年耕作しており、この度、譲受人への贈与の話がまとまり申請に至りました。今後も引き続き譲受人が家族で耕作していく予定です。  
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、10番、川端委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

10番 　10番、川端です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲受人の父は申請地を

50年くらい耕作しています。息子さんが取得後も、家族で耕作を続けていくとのことですので何も問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第3号8番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第3号8番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長 　異議なしということでございますので、議第3号8番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして、議第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

それでは、1番の売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　それでは議案書3頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料9です。

申請地の所在は、鴨島町牛島字杉尾、地目は、台帳、現況共に田、面積は1,054㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

譲渡人は、農業経営を縮小しており、申請地もほぼ耕作していない状態でした。将来的に耕作放棄地となる可能性も高く、草木等で周辺に迷惑をかけるよりも土地を有効利用できるということで、この度、申請地を太陽光発電施設用地として譲り渡すことになったようです。

計画概要は、太陽光パネル174枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力株式会社へ売電する計画です。事業費は自己資金800万円を予定しています。

土地の造成については、草刈り後に転圧、整地し、雑草管理として、防草シートを施工、加えて適時除草を行う予定です。また、周囲に1.2m高のフェンスを設置します。土地の境界には、既存の擁壁と土羽があるため、土砂等の流出はないものと考えます。

給排水は無く、雨水については、地下浸透させますので、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、6番、山口委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

6番 　6番、山口です。補足説明をさせていただきます。現地調査の結果は先ほど事務局から説明のあったとおりでございます。譲渡人は後継者がいないため、農業経営の縮小を図っております。今回、太陽光発電の業者との間で売買の話がまとまったものでございます。周辺農地がひとつあるんですが、そこは暫く耕作をしておらず、今後も耕作する予定はありません。特に問題はないと思われますのでご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第4号1番の売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第4号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 　異議なしということでございますので、議第4号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして、2番から6番の売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　2番でございます。位置図については、資料10です。  
申請地は、鴨島町牛島字小原の2筆で、地目は、台帳、現況共に田、合計面積は1,417㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

申請地の所有者2名は県外在住で、相続した農地の管理に苦慮しており、譲受人に、申請地を太陽光発電施設用地として譲り渡すことになりました。

計画概要は、太陽光パネル174枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力株式会社へ売電する計画です。事業費は自己資金800万円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで、周囲にフェンスを設置し、雑草管理として、全面に防草シートを施工する予定です。土地の境界には、既存の擁壁等があるため、土砂等の流出はありません。

給排水は無く、雨水については、地下浸透させますので、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

続きまして3番から6番について、譲渡人と譲受人が同一であり、申請地も隣り合っておりますので一括して説明させていただきます。

申請地は、鴨島町麻植塚字麻植塚の4筆で、地目、面積については議案書のとおりです。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

譲渡人は申請地を相続しましたが、県外在住で営農経験もなく、今後の借り手もないため、この度太陽光発電施設用地として譲り渡すことになったようです。

計画概要は、太陽光パネルとパワコンの設置により、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設をそれぞれ設け、発生した電力を四国電力株式会社へ売電する計画です。事業費は4番のみ1200万円、残りの3筆は1100万円ずつとなり、いずれも自己資金を充てる予定です。

土地の造成については、不陸整正のみで、周囲にフェンスを設置し、雑草管理として全面に防草シートを施工し、草刈も適宜実施する予定です。

境界には、既存の擁壁及び土羽があるため、土砂等の流出はありません。

工事中進入路及びメンテナンス用通路についてですが、隣接する宅地が利用可能であることを確認済みです。

給排水は無く、雨水については、地下浸透させますので、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 続きまして、担当委員であります、2番、藤本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

2 番 2番、藤本です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。2番から6番まで全て申請地所有者が県外在住ということもありまして、田畑の管理に苦労しているようでございます。3番から6番までは、貸借にて耕作されており私も安心していたのですが、18条の解約の届が出ており今回このように譲渡される結果になったということです。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第4号2番から6番の売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議

第4号2番から6番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第4号2番から6番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、7番の売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4頁をご覧ください。7番でございます。位置図については、資料13です。

申請地は、鴨島町敷地字鳥取畑で、地目は、台帳、現況共に田、面積は805㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

譲渡人は申請地を相続しましたが、営農経験もなく、今後の借り手もいないため、この度太陽光発電施設用地として譲り渡すことになりました。

計画概要は、太陽光パネル180枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力株式会社へ売電する計画です。事業費は自己資金1,100万円を予定しています。

土地の造成については、草刈り後の不陸整正のみで、雑草管理として、防草シートを施工し、草刈も適宜実施する予定です。また、周囲に1.2m高のフェンスを設置します。土地の境界には、既存の擁壁等があるため、土砂等の流出はないものと考えます。

給排水は無く、雨水については、地下浸透させますので、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われれます。

また、申請地の上空には特別高圧送電線が通っていますが、四国電力送配電株式会社から工事に対する同意を得ております。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われれます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 続きまして、担当委員であります、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8番 8番、河野です。申請内容につきましては、事務局から説明があったとおりでございます。先日、現地確認をさせていただきました。申請地の隣接地にも既設の太陽光発電施設が存在し、周辺農地への影響もないと思われれます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第4号7番の売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第4号7番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第4号7番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、8番及び10番の売買による太陽光発電施設建設のための転用申請、並びに9番の賃貸借権設定による工事車両通路のための転用申請を一括審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、8番と10番が同一の法人が農地を譲り受け、同様に太陽光発電施設を設置するものですので一括して説明させていただきます。位置図については、資料14と資料15になります。

申請地の所在は、山川町忌部と宮島で、地目は、台帳、現況共に田、面積は8番が1,340㎡、10番が996㎡でございます。農用地区分は、2件とも農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

どちらの申請地の所有者も農地の管理に苦慮しており、譲受人に、申請地を太陽光発電施設用地として譲り渡すことになりました。

2件の計画概要はほぼ同一で、太陽光パネル174枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力株式会社へ売電する計画です。事業費は自己資金800万円をそれぞれ予定しています。

土地の造成については、草刈り後の転圧のみで、周囲にフェンスを設置し、雑草管理として全面に防草シートを施工し、草刈も適宜実施する予定です。

境界においては、既存の擁壁等に加え、8番では土羽を新設することで土砂等が流出することを防ぎます。

給排水は無く、雨水については、地下浸透させますので、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われれます。

その他関係書類は添付されており、8番、10番の申請につきましては、許可やむを得ないと思われれます。

事務局 続きまして9番でございます。位置図については、資料14です。

申請地の所在は、山川町忌部、地目は、台帳、現況、共に田、面積は794㎡の内83.50㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

本案件は、申請地の西隣で太陽光発電施設設置工事を着工するに当たり、工事車両用通路として利用するため、農地の一部に賃貸借権を設定し、令和6年9月30日まで一時転用することへの許可申請となっております。

計画概要は、通路範囲に鉄板を敷設(ふせつ)、工事完了後は速やかに鉄板を撤去することです。

農地の造成はありませんので、周辺への影響も現状と変わらない

ものと思われます。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。  
ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 続きまして、担当委員であります、12番、藤川委員の方から、  
現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

12番 12番、藤川です。補足説明をさせていただきます。9番につき  
ましては、進入路部分に隣接する農地も同じ所有者なので問題ない  
と思われます。8番、10番につきましても。以前から農業経営を  
縮小したいという思いがありまして、お二方とも昨年も太陽光発電  
業者へ農地を売却しておられます。隣接地につきましても既に太陽  
光発電施設がありますので何も問題ないと思われます。ご審議の程、  
よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、8番及  
び10番の売買による太陽光発電施設建設のための転用申請、並び  
に9番の賃貸借権設定による工事車両通路のための転用申請につ  
きまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議  
第4号8番から10番について許可することに、ご異議ございませ  
んか。

(異議なしとの声)

異議なしということでございますので、議第4号8番から10番  
につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、11番の売買による宅地の拡張のための転用申請及  
び12番の売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でござ  
います。なお、12番につきましては、転用面積が3000㎡を超  
えているため、徳島県農業会議への諮問案件となります。事務局の  
説明を求めます。

事務局 11番でございます。位置図については、資料16です。  
申請地の所在は、山川町諏訪、地目は、台帳、現況、共に畑、面  
積は190㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第  
2種農地でございます。  
申請地は農地ではありますが、転用許可を得ることなく、長年宅地  
の一部として居宅建築や家庭菜園などに利用されております。始末  
書の提出がございました。

(始末書読み上げ)

転用の経緯は始末書にもありましたが、居宅建築時に宅地の面積が不足していたため、隣接する農地を宅地の一部として利用したとのことです。この度、家屋及びその土地を譲り渡すことになり、転用手続きができていないことが判明し今回の許可申請となったそうです。

申請地は既設擁壁に囲まれており、大規模な造成は行わず、建物敷地以外は庭としてガーデニングなどに利用する予定とのことです。

給水は敷地内の既設水道を利用、排水は地下浸透で周辺への影響は現状と変わらないものと思われまます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、始末書のとおりの内容につき、追認許可致し方ないと考えます。

事務局

続きまして12番でございます。4筆でございます。位置図については、資料17です。

申請地の所在は、山川町北島、地目は、台帳、現況共に畑、合計面積は4,729㎡でございます。農用地区分は、令和3年3月22日付けで農振除外された第2種農地でございます。

譲渡人は、農業以外での多忙さや農機具の老朽化等で営農が困難になり、以前から農地の処分を考えており、この度、申請地を太陽光発電施設用地として譲り渡すことになったようです。

計画概要は、併せて利用する申請地の南側隣接地を含む6801㎡の敷地に太陽光パネル1,624枚、パワコン5台、発電出力499.9kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力株式会社へ売電する計画です。事業費は自己資金1億500万円を予定しています。

土地の造成については、表土はそのまま不陸整正し、雑草管理として、防草シートを施工する予定です。また、周囲に1.2m高のフェンスを設置します。土地の境界には、既存の擁壁に加え、土羽を新設するため、土砂等の流出はないものと考えます。

給排水は無く、雨水については、地下浸透させますので、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われまます。なお、申請地は砂防指定地となっておりますが、今回の転用における工事については県知事から許可書が発行されております。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われまます。

以上ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

続きまして、担当委員であります、5番、安部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

5番

5番、安部です。12番につきましては事務局、南園委員と現地確認致しました。11番、12番とも問題ないと思えます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、11番の売買による宅地の拡張のための転用申請及び12番の売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、

ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第4号11番及び12番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第4号11番及び12番につきましては許可することに決定いたしました。なお、議第4号12番につきましては、徳島県農業会議へ諮問いたします。

議長 次に、議第5号、農地法の適用を受けない土地の証明願について、でございます。  
それでは、1番の非農地証明願について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議第5号農地法の適用を受けない土地の証明願についてご説明致します。

従前は農地であった土地のうち、農地法第4条又は農地法第5条の許可を受けてはいないが、現在の土地の状況が農地とは認められない状態にあるもののうち、人為的な転用行為が行われてから既に20年以上が経過しており、かつ、農地への復元が不可能又は著しく困難であり、農地行政上支障がないと認められるなどの場合、非農地証明書の交付を受けることができます。

議案書の5頁をご覧ください。1番でございます。位置図については資料18です。

所在は、美郷字重野尾、地目は台帳が田、現況は山林、面積は1,523㎡でございます。

申請人の申告では、農地法の理解が不十分なまま、昭和50年頃にスギを植林し現在に至っているとのことでございます。

申請人より提出された、平成8年に撮影された航空写真により、その時点で山林化していること、また、現況を考えると農地行政上支障がないと認められるため、非農地証明書の交付基準に適合していると判断されます。

以上、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、7番、芝高委員の方から、補足説明をお願いします。

7番 7番、芝高です。事務局の説明どおりで、何ら問題ないと思われ  
ます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第5号1番の、非農地証明願につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご

意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、採決を致します。議第5号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第5号1番につきましては許可することに決定いたしました。

次に、  
報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について  
報告事項(2)農地改良届について  
報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について  
事務局より報告を求めます。

事務局 ○報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について、をご報告致します。

この件につきましては、土地の所有者等が法務局に対して地目変更登記を申請し、その処理のため、登記官より農業委員会へ照会文書を発送するもので、照会を受けた日から2週間以内に回答するものであります。

議案書の6頁をご覧ください。1番でございます。3筆でございます。位置図については、資料19です。

照会地の所在は、山川町丸山、地目は、台帳、現況共に畑、合計面積は1,034㎡でございます。照会地の現地確認を行った結果、既に農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和6年2月13日付けで回答したものでございます。

○報告事項(2)農地改良届について、ご説明致します。

土地改良届につきましては、徳島県農地関係事務処理要領第15の規定により土地の所有者等が農地に客土等の改良行為を実施する場合は、事前に農業委員会に届出しなければならないこととなっております。

議案書の7頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料1です。

届出地の所在は、鴨島町飯尾字藤井谷東、地目は、台帳、現況共に田、面積は122㎡でございます。

届出内容は、北側境界をコンクリートブロックで防除した上で、良質な残土で80cmから100cmほど盛土することで南側に隣接する自己所有農地と高さを合わせ、樹園地として一体化して利用することです。

本件は、令和6年2月7日付けで届出が提出され、令和6年2月8日、これを受理いたしましたのでご報告致します。

○報告事項（３）農地法第１８条第６項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の８頁、９頁をご覧ください。今回ご報告致します件数は、残存小作権の賃貸借権の合意解約が２件２筆、利用権設定の使用貸借権の合意解約が３件９筆、でございます。

以上でございます。

議 長

報告事項（１）から（３）につきましては、報告事項ですので、了承いたします。

最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局

○委員活動記録の提出を依頼

それでは、本総会の議案の審議については、全てが終了しました。

委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。

以上をもちまして今月の総会を閉会といたします。

閉 会 （終了時刻 午後２時２０分）

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記